

職員の懲戒処分について

令和 7 年 10 月 21 日

富良野市総務部

標記の件につきまして、以下のとおり関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 被処分者

市民生活部 職員 50 歳代

2 処分内容

減給 10 分の 1 2 か月

3 処分年月日

令和 7 年 10 月 21 日

4 事案概要

被処分者は、納税証明書の誤交付により、住民並びに関係機関に対し信用を損なう不適当な業務処理を行った。